

第8回横須賀市屋外広告物審議会

1. 日 時 平成20年(2008年)9月5日(金) 14時～16時
2. 場 所 横須賀市役所3号館403会議室
3. 議 案 (1) バス停上屋に添加される広告物の取扱いについて
(2) その他
4. 出席者 委 員 7名
事務局 3名
5. 傍聴人 なし
6. 議事経過 別添のとおり

出席委員	事務局員氏名
田口 敦子 委員長	景観推進課長 丸茂 勉
山畑 信博 委員	景観推進課上席主査 平井 毅
河上 俊昭 委員	景観推進課担当者 矢島 俊郎
川瀬 富士子 委員(15時から参加)	
菊竹 雪 委員	
角井 一郎 委員	
浜田 哲二 委員	

○事務局 それではただいまより第8回横須賀市屋外広告物審議会を開催いたします。

課長挨拶

本会議は横須賀市屋外広告物審議会規則及び横須賀市屋外広告物審議会運営要領により、進めさせていただきます。なお、そのなかで、傍聴の希望者があれば、許可することとなっておりますが、本日の傍聴希望者は、0名であることを報告いたします。

次に会議の成立についてですが、横須賀市屋外広告物審議会規則第4条2項によりまして会議の成立について報告いたします。本日審議会委員7名のうち6名出席しておりますので、会議は成立していることを報告させていただきます。

議事を始める前に資料の確認をお願いいたします。本日、会議当日になってしまい申し訳ありませんが資料の差し替えがあります。条例の一部改正案について、新たに資料を加えさせていただきました。それに伴い順次繰り下げになっておりますのでよろしくお願いします。

それでは、これより委員長に議事を進めていただきます。

○委員長 それでは、まず、横須賀市屋外広告物審議会運営要領第6条第3項により、本日の議事録の署名委員を指名いたします。

それでは、角井委員と浜田委員を指名いたします。

両委員さんをお願いいたします。

それでは議題に入りたいと思います。

議事の（1）を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 まず資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

議題の（1）横須賀市バス停上屋広告添加広告取扱いについて、説明をさせていただきます。

（次の事項について説明）

1. 現行条例について（バス停上屋広告についての基準がないこと）
2. 道路占用の許可基準について（通達により、同広告が設置可能になった

こと)

3. 本広告事業の概要について（広告の掲出方法、維持管理のシステム等について
4. 横須賀市屋外広告物条例第11条第1項の適用除外の特例及び取扱いについての考え方について

○委員長 議題について意見、質問はありますか。

○山畑委員 今回のバス停上屋は適用除外の扱いになるのですか。そうすると特例を認めるということではなくて、適用除外という扱いがよくわからないのですが、今回申請のありました1社のデザインされたもののみを認めるという意味合いがあるようですが、基準等の適用除外では、他の事業者が掲出しようというものも可能になるのではないのか。

○事務局 道路占用許可の中で道路上の広告物については、認められていませんでした。それを前提に屋外広告物条例が策定されていますので、道路上には広告物は掲出されない。しかし、これに対して国土交通省の通達により緩和されて、バス停上屋に添加される広告が設置可能となりました。

条例9条に広告物の設置基準がありますが、あくまでも道路上は考えていないものです。基準がないので、第9条には基準によらなければならないとありますので、その条例自体を適用除外にしたいというのが市の考え方になります。適用除外扱いにすることによって許可をしていきたい。他社を許可する場合も同様となりますが、実際には横須賀市内は、追浜地域の一部を除いては、京急バス1社が運行しています。今回のバス事業と広告媒体を扱う会社の組合せ以外は今のところ考えられませんので、この組合せ以外のものについては概ね考えられない。通達で基準が決められていまして、占用基準のほうでもかなり縛られていますのが、道路上に掲出できることについては許可が出ましたので、市としては、占用が許可されたものについてはある一定の基準で許可をしなければいけないという形になります。なお、条例第11条第1項の適用除外の特例をするにあたり審議会への諮問が条例で規定されておりますので、本件を今回の審議会にかけさせていただきます。

○山畑委員 今回新しくデザインされる上屋についてはわかりましたが、既存の上屋に他の事業者が広告掲出をしたいといった場合は単なる適用除外では可能になってしまう気がするのですが。

○事務局 道路占用許可である程度縛りが出来ていますので、占用許可が出されたものについては、基準にあった広告物が掲出されれば許可をすることになります。

○角井委員 電柱、街灯柱については、基準が厳しいと思うので、もっとバス停上屋広告に対して厳しい基準にしてもいいのではないのでしょうか。

○事務局 電柱及び街灯柱を利用する広告については、道路占用の許可は他法令を遵守することとし、設置の基準などについては屋外広告物条例に委任しています。このことから電柱及び街灯柱を利用する広告の掲出について、詳細を屋外広告物の条例で規定する必要があったと思います。

しかし、本件バス停上屋に掲出する広告については、道路占用許可の際に、設置基準について詳細に制限が定めておりますので、電柱及び街灯柱を利用する広告の基準とは相違してくると考えています。

○菊竹委員 バスの上屋に広告をつけることで利益が出来る。設置されている都市での実例で、透明なガラスの面にはり紙を貼り、汚くしている実例があります。情報を掲載するスペースがあまりないのでこういうことが起こります。添加広告については2面を広告面にしないで、1面は事業内容の掲載に使い、情報の発信を多くしてはり紙を無くしきれいな状態を保たせるようにするように注意が必要だと思います。

○浜田委員 はり紙によって道路側が見えなくなると困ってしまう。

○事務局 これから許可の条件や基準を話すときにバス事業者と直接協議をして、掲出しないように話しをします。

○河上委員 人通りが激しい場所での広告面については通行に支障がある。
道路側の広告の掲出については、広告面が大きい気がする。
今回は何箇所掲出されますか。

○事務局 今回の掲出予定箇所は、市役所前バス停（小川町1番地先）に1箇所と本町1丁目バス停（本町2丁目1番地先）に3箇所の計4基が計画されています。

ご指摘のとおり、通行障害のないように配慮する必要があります。通行上

の支障などについては、道路管理者（今回は、横浜国道事務所）が通達基準に基づき審査しており、先ほどパワーポイントで紹介しましたとおり、今回設置を予定しているバス停は市内でも、比較的広い歩道上に設置されることから数日後に本件占用にかかる許可が道路管理者からでると広告事業者から聞いています。

○浜田委員 先程、広告の掲出面が変わると言っておられたが、動画か何かですか。

○事務局 広告の掲出面に２種類のポスターが入っていきましてそれが何分かに１回、回りまして広告の中身が入れ替わります。

○角井委員 内容の変更については自動で変わるのですか。

○事務局 あらかじめ、ポスターが２種類入っていきまして、それは自動的に変わります。ポスター自体の変更をする場合には人が来て交換します。

○浜田委員 ポスターの掲出面が直接、運転手の目にはいらないように配置していて、交通安全に対して、気を使っていると感じる。
 広告物といっているが、掲出物の内容がポスター的な仕上がりとなっていて、広告的にはあまり意味がなく、デモンストレーション的な感じがする。

○事務局 ランドマーク的な場所で、質の高いグラフィックを用いた広告ポスターをデモンストレーション的に行うことは、景観まちづくりとしても良いと思っています。

○角井委員 上屋自体は、色を合わせて行くという話ですが広告の色はどういった感じになるのですか。誰もが遠くから見てバス停とわかるような感じになっているのですか。上屋について道路管理者はチェックしているのですか。

○事務局 広告の色は、自主掲出基準の中で判断していきます。
 おそらく道路管理者はチェックしていないと思いますので、景観推進課より、バス停のプレートはわかりやすくなるよう指導します。

○委員長 バス停下屋は景観上確保されています。添加される広告については、電車の中吊り広告と同じで景観ではなくて、広告になります。景観上の問題は担保していく必要がありますが、それを第１として考えてはいけません。ラッピング

グバスなどは面積的にも大きいですから、景観を第 1 に考えていかなければなりません。今回事務局にもお話をしましたが、バス停上屋については景観が第 1 に来るのではなく、景観は景観、広告は広告として考える必要がありますので、景観はむしろいちばん最後に考えるものだと思います。

○角井委員 別表 3 に電柱等のように基準を入れ込むことは可能ですか。
入れ込むことにより透明、公平な基準になるのではないのでしょうか。

○事務局 一般的な広告として取扱う段階となりましたら、条例を改正し、許可基準に入れ込むかもしれませんが、現状では、あくまで適用除外の特例で取扱いを行きたいと考えております。

○委員長 他に意見、質問はありませんでしょうか。
無いようでしたら、第 8 回屋外広告物審議会を終了します。